

私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援補助金交付要綱

制定 令和5年6月6日 5産労産計第149号

改正 令和6年3月19日 5産労産計第889号

(通則)

第1条 私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助対象事業者及び取扱金融機関は、私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援事業（以下「補助事業」という。）を実施するに当たり、私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援実施要綱（令和5年6月6日付5産労産計第148号。以下「実施要綱」という。）で定める内容を遵守するものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、中小企業等の脱炭素化への取組の推進と脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、東京都（以下「都」という。）が取扱金融機関と連携して補助事業を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業等 会社法（平成十七年法律第八十六号）で定義する会社であって、東京証券取引所が開設するプライム市場に上場していないもの
- (2) 取扱金融機関 実施要綱第3条第1項により指定された金融機関
- (3) 私募債 金融機関が直接引受を行う社債
- (4) 評価機関 企業の脱炭素化への取組状況を評価する機関であって、取扱金融機関及び第4条に定める補助対象事業者以外の第三者機関
- (5) 事業年度 補助事業における事業年度をいい、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、事業開始年度においては、事業の開始日から最初に到来する3月31日までの期間を事業年度とみなす。

(補助対象事業者)

第4条 補助事業の補助対象者となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、原則として次に掲げる要件を全て満たす中小企業等とする。

- (1) 脱炭素化に取り組んでいる、又は取り組もうとする法人であること。
- (2) 東京都内に事業所を有する法人であること。
- (3) 取扱金融機関が直接引受者となり私募債を発行すること。
- (4) 以下の事業を営んでいないこと。
 - ア 宗教教育その他宗教活動に該当する事業
 - イ 政治活動に該当する事業

ウ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
エ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）

オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業

(5) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

(6) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。

(7) 補助事業による私募債発行に関して、他の補助金を受給していないこと。

（補助金の交付対象）

第5条 この補助金は、私募債を活用した資金調達と脱炭素化に向けた取組の対外的なPRを支援するため、中小企業等が私募債発行時に負担する費用の2分の1以内の額を、上限額を200万円として、都が予算の範囲内において補助対象事業者に補助する。

ただし、対象とする費用は、保証料や利息等を除く発行時のみに発生する費用であって、あらかじめ取扱金融機関が都に申し出を行い、都の承認を得た手数料項目とする。なお、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除外する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象事業者は、この補助金の交付を受けようとするとき、様式第1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(1) 申請は、私募債の発行前に行われること。

(2) 申請は、2月末日までに行われ、かつ、当該申請に係る私募債が当年の3月31日までに発行される見込みであること。

ただし都が認めた場合については、この限りではない。

(3) 申請は、補助対象事業者につき1回とする。

(4) 評価機関により、脱炭素の取組状況に関する評価を受けていること。

(5) 申請内容について、取扱金融機関の確認を受けていること。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書又は次条の規定による変更交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定又は変更交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書又は様式第3による変更交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事が必要と認めるときは、前項の交付決定において補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 知事は、交付決定に当たり補助事業者に対し、必要に応じて条件を付すことができる。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第4による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の撤回)

第9条 補助対象事業者は、第7条に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付の申請を撤回することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定に基づき補助金の交付の申請を撤回する場合には、当該通知が交付された日から14日以内に様式第5による補助金の交付申請の撤回に係る届出書を知事に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し)

第10条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更等により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(内容変更等の承認)

第11条 補助対象事業者は、交付決定を受けた補助事業について、その内容を変更して実施しようとする場合は、あらかじめ様式第6による事業内容の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に実質的影響のない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 知事は、前項の承認に際して、必要に応じ補助金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由(中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。)を記載した様式第7による補助事業の中止(廃止)承認申請書を知事に提出して、あらかじめその承認を受けなければならない。

(事故報告等)

第12条 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第8による補助事業事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、取扱金融機関の直接引き受けによる私募債を発行したときは、発行後最初に迎える2月末、3月末、5月末、8月末及び11月末に様式第9による実績報告書を知事に提出しなければならない。

ただし、都が認めた場合については、この限りではない。

2 事業年度中において、知事から実績報告又はその他の報告を求められた場合には、補助対象事業者は知事に対してその報告を行う。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第10による交付額確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、補助対象事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第4条に定める要件を満たさなくなったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。

(5) 何らかの事由により、取扱金融機関の直接引受による補助対象事業者の私募債発行がされなかった場合

(6) 何らかの事由により、補助対象事業者へ評価機関による外部評価業務等が履行されていなかった場合

(7) 過去に国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する助成事業に関して、不正等の事故を起こしたことが判明したとき。

2 前項の規定は、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、第10条第1項又は第16条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助

金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の返還の請求を受けたときは、知事が指定する期限までに、当該補助金を都に返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 第16条第1項の規定により、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、知事が前条第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助対象事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が、補助金の返還を命じた場合において、補助対象事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、補助対象事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第19条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第21条 補助対象事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、知事の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(立入検査)

第22条 都は、東京都職員をして、補助対象事業者に対して報告を求め、又はその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(情報提供)

第23条 知事は、様式12により補助対象事業者が同意する範囲において、取扱金

融機関に対して、申請及び交付状況に関する情報を共有することができる。

(補助内容等の公表)

第24条 知事は、補助対象事業者の名称、代表者名及び補助対象事業者が発行した
私募債を引き受けた取扱金融機関の名称等について、補助対象事業者の同意を得て
公表することができるものとする。

附 則（令和5年6月6日付5産労産計第149号）

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

附 則（令和6年3月19日付5産労産計第889号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。